

第1章 大きな役割を担う私立学校

第1章 大きな役割を担う私立学校

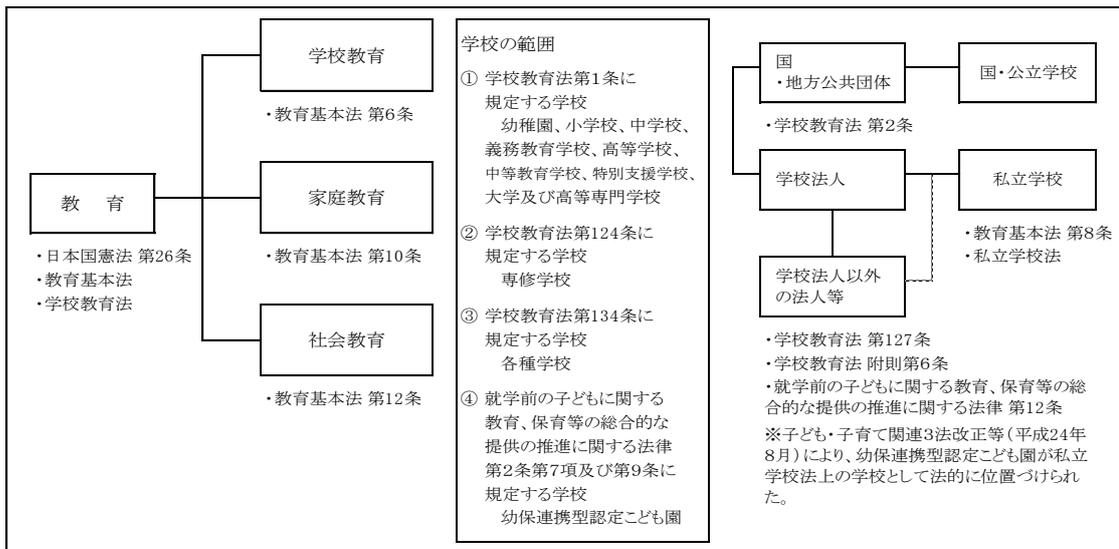
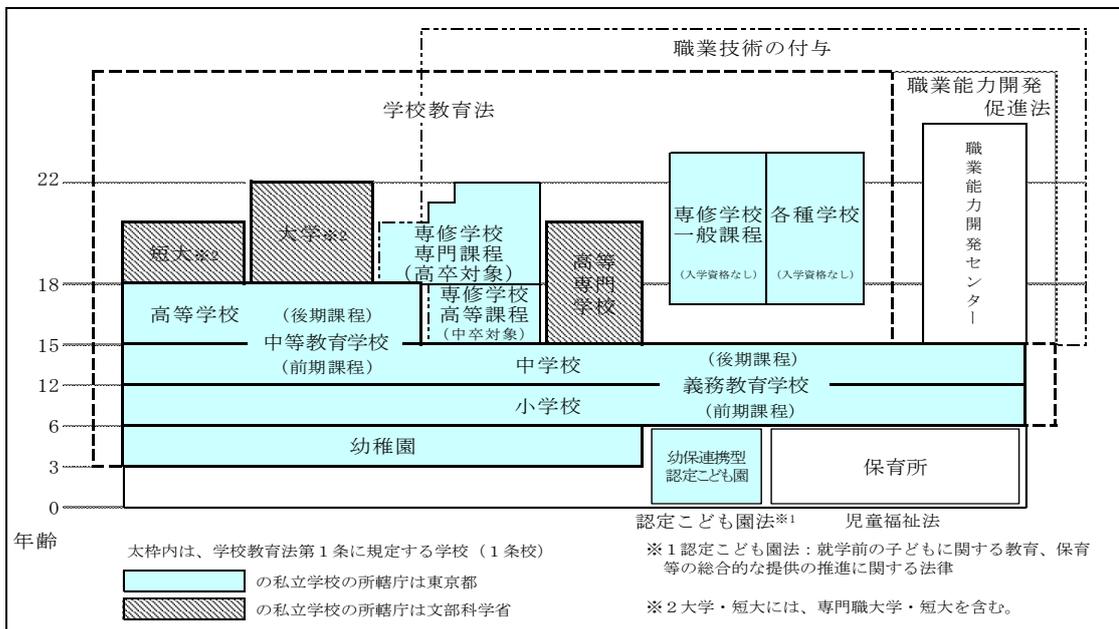
1 私立学校とは

自主性と公共性

私立学校は、公教育機関として国・公立学校と変わりなく公教育の一翼を担っている。すなわち私立学校にも、公立学校と同様に憲法、教育基本法及び学校教育法が適用される。学校の設置基準も公立私立で変わるものではない。

しかし、私立学校は、公立と異なり私人の寄付財産等によって設立され、その運営も自立的に行われるという性格を持っており、私立学校制度を規定する私立学校法が適用される。

〈図1-1〉学校等の体系と根拠法令



注) 子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の総称。

第1章 大きな役割を担う私立学校

私立学校法は、私立学校の自主性、公共性の確保とその健全な発達を図ることを目的として昭和24年に制定され、

- ・ 私立学校に対する所轄庁権限の制限、私立学校審議会等の設置などにより、私立学校の自主性尊重の原則の具体化を図る
- ・ 従来の財団法人に代わる学校法人という公益法人（広義）を設置者とし、また、その管理運営は、理事会、評議員会等が行うこととし、私立学校の公共性を確保する
- ・ 私立学校に対する公費助成の途を開く

などを内容とするものである。

このように、私立学校は、国・公立学校と同じ公教育機関としての共通性を持ちながら、運営や教育について一定の自主性を発揮しやすいという特性をもっている。

また、教育行政上は、公立学校が区市町村及び都道府県教育委員会の統一的な指導監督を受けるのに対し、私立学校（大学、短大及び高等専門学校を除く。）は都道府県知事の所轄の下に、教育活動や学校運営等の面において、それぞれの設立者の建学の精神に基づく独自性を発揮することができる。

【私立学校】

- ・ 設置者＝（原則として）学校法人
- ・ 自主的に管理運営
- ・ 授業料等の学納金、寄付金等を主体として運営

学校法人は、私立学校法に基づいて設立される特別の法人制度であり、公の教育機関である私立学校の設置及びこれに伴う権利義務の主体となるものである。

なお、都内の私立学校、ことに幼稚園の中には、宗教法人や個人など学校法人以外の者によって設置されている学校がある。これらの学校は、現行学校制度発足当時の事情等から、例外として認められたものであり、現在、都においては、学校教育機関としての公共性及び永続性の確保等の理由から、学校法人立以外の学校の新設を認めていない。

【公立学校】

- ・ 設置者＝地方公共団体
- ・ 教育委員会が統一的に指導
- ・ 公費で運営

公立学校は、私学に比べ画一的であると言われているが、近年の教育改革の中で、多様化しており、単位制高等学校、総合学科、中高一貫校の設置、学習指導要領の弾力化など特色ある教育活動を進める動きが出てきている。

教育活動の分野においては、私立学校は、独自の校風と伝統の下に生徒指導、課外活動、あるいは職業・技能教育などの面において様々な特色ある教育活動を行っている。都内の私立中学校及び高等学校の教育活動について次のような特色を挙げることができる。

① 一貫教育の実践

都内の学校法人の中には、中学校と高等学校あるいは、幼稚園から大学までを併設している法人が少なくない。

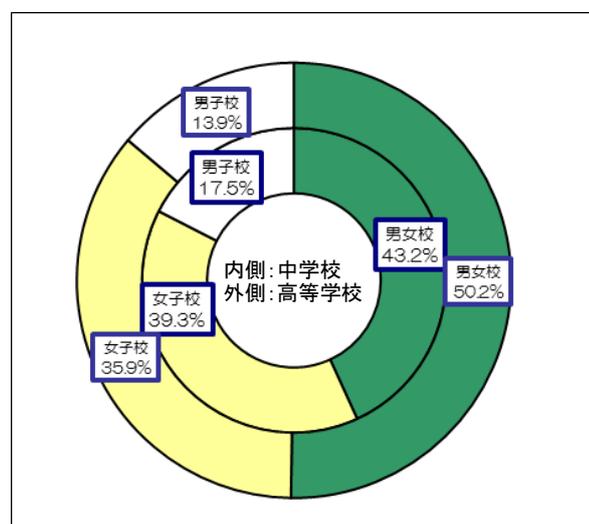
これを都内に高等学校（全日制）を設置している 204 法人についてみると、中学校を併設している法人は、163 法人で全体の約 8 割（79.9%）を占めている（休校は除く。平成 30 年 5 月 1 日現在）。これらの併設校、ことに中学・高等学校を併設している学校においては、6 年間にわたる一貫した教育を実施している学校が多く、このようにいわゆる中高一貫教育は、私立学校の大きな特色の一つである。

② 男女別学校教育

私立学校の中には、歴史的にも早くから女性の地位向上をめざし、女子教育の普及実践等を目的として設置された学校が少なくないこともあって、ことに高等学校及び中学校においては女子校が多い。

ただし、近年、男女共学のウエイトが高まっており、ここ 10 年では、中学校で 12 校、高等学校で 16 校男女校が増加している。

<図1-2>男女別私立学校比率



<表1-1>男女別私立学校数

(単位：校)

	男女校		女子校		男子校		合計	
	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率
高等学校（全日制）	116	50.2%	83	35.9%	32	13.9%	231	100.0%
中学校	79	43.2%	72	39.3%	32	17.5%	183	100.0%

注1) 休校中の学校を除く

(平成30年5月1日現在)

注2) 出典は、生活文化局私学部調査による。

③ 宗教教育

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならないとされている（教育基本法第 15 条）。しかし、私立学校法においては、教育活動の一環としての宗教教育を禁止してはいない。

都内の私立高等学校では、約 2 割がキリスト教や仏教の教義を教育方針あるいは学校運営の基本にしている。

2 東京の私立学校の現況

都内の私立学校数

平成30年5月1日現在の学校基本調査によると、都知事所轄（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、幼保連携型認定こども園）の私立学校数は1,881校となっている（表1-2）。

都内の学校数（大学、短大及び高等専門学校を除く。）を国・公・私立別にみると、私立学校は、前年度とほぼ同様の44.3%を占めている。学校種別では、区市町村に設置が義務付けられている小学校及び中学校と、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校を除いた全ての学校種において、私立学校の割合が国・公立学校を上回っている。

<表1-2> 都内学校数（国・公・私立）

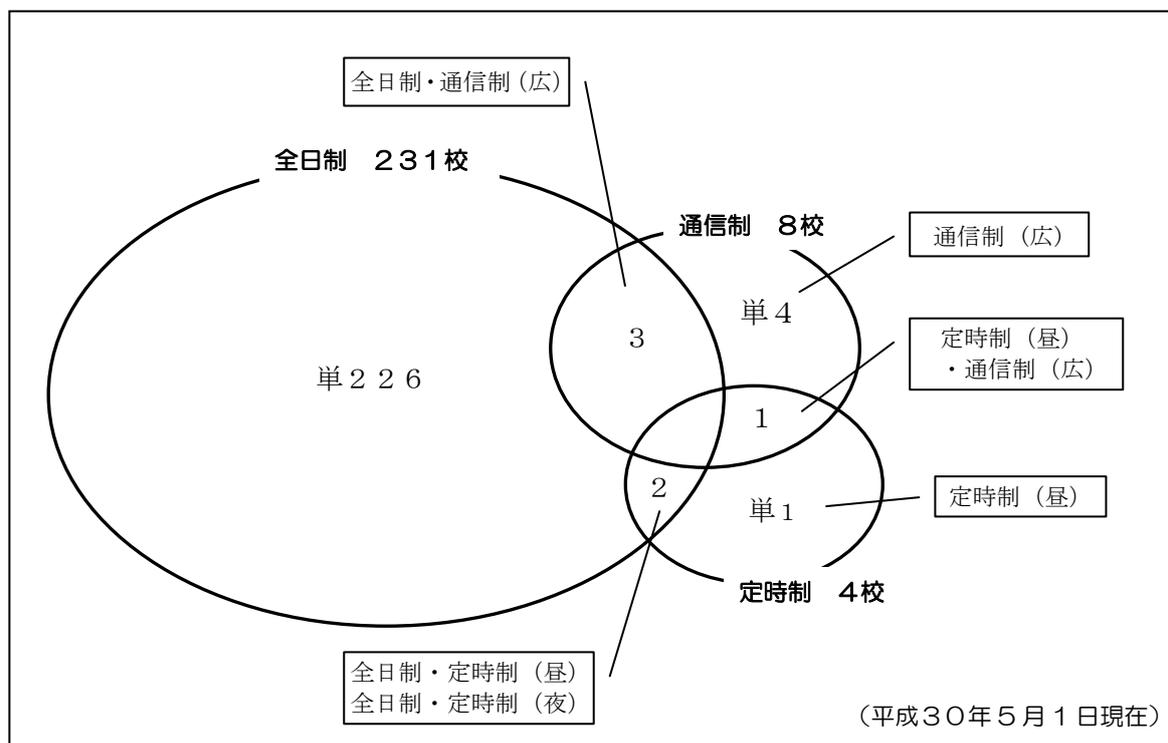
区分	高校		中等教育学校	中学校	義務教育学校	小学校	幼稚園	特別支援学校	専修学校	各種学校	幼保連携型認定こども園	合計
	全・定	通信制										
学校数	私立	237 (55.2)	9 (75.0)	187 (23.3)	53 (4.0)	818 (82.5)	4 (5.7)	396 (97.8)	156 (100.0)	21 (70.0)	1,881 (44.3)	
	公立	186 (43.4)	3 (25.0)	611 (76.0)	7 (100.0)	1,273 (95.6)	171 (17.3)	62 (88.6)	8 (2.0)	9 (30.0)	2,336 (55.0)	
	国立	6 (1.4)	2 (25.0)	6 (0.7)	6 (0.5)	2 (0.2)	4 (5.7)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	27 (0.6)	
	計	429 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	804 (100.0)	7 (100.0)	1,332 (100.0)	991 (100.0)	70 (100.0)	405 (100.0)	156 (100.0)	30 (100.0)

注1) 休校中の学校も含む。

(平成30年5月1日現在)

注2) 出典は、学校基本調査による。

<図1-3> 都内の私立高等学校における課程別設置状況（休校を除く）



都内の児童生徒数

平成30年5月1日現在の都内私立学校に在籍する児童生徒数は、601,678人となっている。

これを、学校種別に見ると、高等学校（全日制・定時制）が175,302人と最も多く、以下、専修学校144,401人、幼稚園141,800人、の順となっている。

都内の児童・生徒総数に対する割合は、高等学校（全日制・定時制）では55.8%、幼稚園、専修学校、各種学校では90%以上となっており、都の学校教育に果たす私立学校の役割の大きさを表している。

また各学校種合計では、37.7%を私立学校が占めており、全国の23.8%と比較しても、都の学校教育に果たす私立学校の役割の大きさがわかる。

<表1-3> 都内児童生徒数等（国・公・私立）

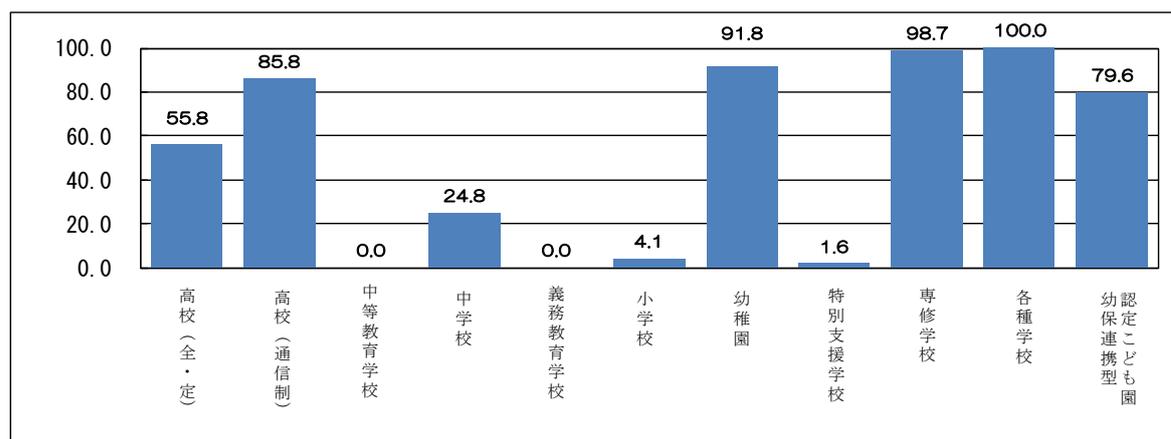
区分	高校		中等教育 学校	中学校	義務教育 学校	小学校	幼稚園	特別支援 学校	専修 学校	各種 学校	幼保連携型 認定こども園	合計
	全・定	通信制										
児童 生徒 数	私立 (%)	175,302 (55.8)	9,131 (85.8)	74,504 (24.8)	25,092 (4.1)	141,800 (91.8)	219 (1.6)	144,401 (98.7)	26,605 (100.0)	4,624 (79.6)	601,678 (37.7)	
	公立 (%)	135,741 (43.2)	1,516 (14.2)	5,613 (79.7)	222,876 (74.3)	5,977 (100.0)	580,786 (95.3)	12,268 (7.9)	12,732 (95.1)	1,919 (1.3)	980,616 (61.5)	
	国立 (%)	3,262 (1.0)		1,433 (20.3)	2,705 (0.9)	3,634 (0.6)	355 (0.2)	435 (3.2)	44 (0.0)		0 (0.0)	11,868 (0.7)
	計 (%)	314,305 (100.0)	10,647 (100.0)	7,046 (100.0)	300,085 (100.0)	5,977 (100.0)	609,512 (100.0)	154,423 (100.0)	13,386 (100.0)	146,364 (100.0)	26,605 (100.0)	5,812 (100.0)
全国の私立学校 生徒の割合	32.1%	69.3%	21.5%	7.3%	0.0%	1.2%	84.1%	0.5%	96.1%	99.6%	87.6%	23.8%

注1) 高校の生徒数は本科生のみ。

(平成30年5月1日現在)

注2) 出典は、学校基本調査による。

<図1-4> 都内の児童・生徒総数に占める私立学校生徒数の割合



注) 出典は、学校基本調査による。

(平成30年5月1日現在)

3 都における私学行政

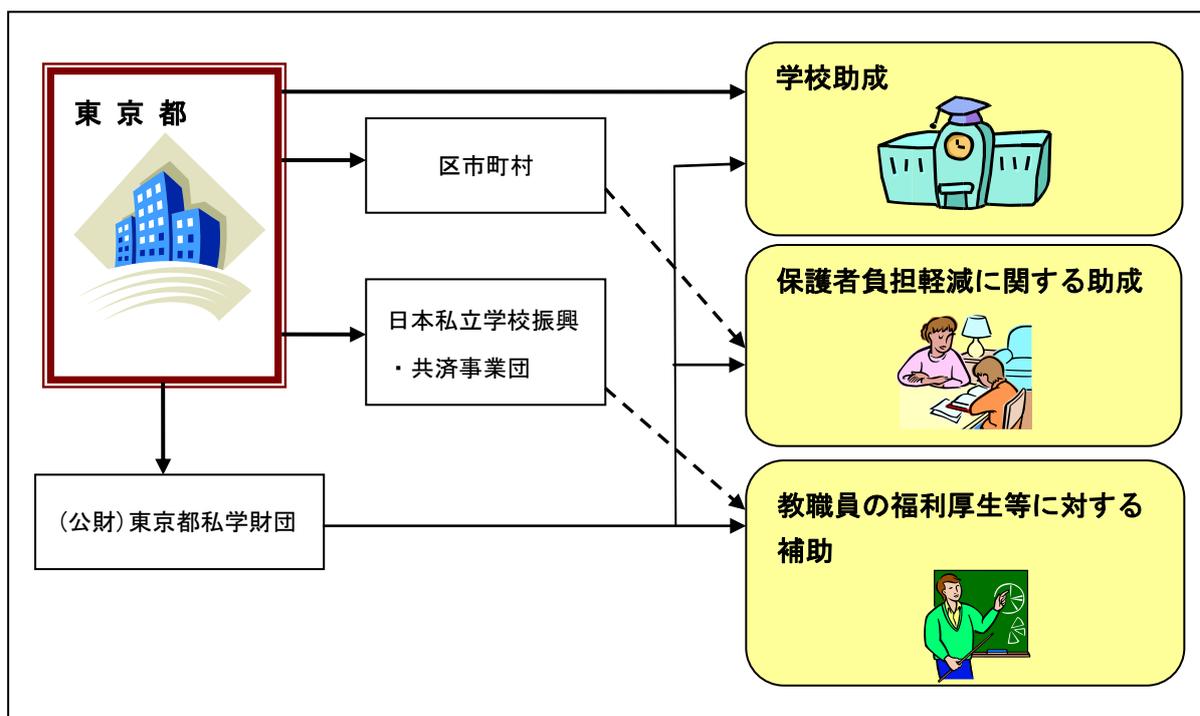
前節で述べたとおり、都内の私立学校に在学する児童・生徒等の割合は、高等学校で約6割、幼稚園で約9割、専修学校、各種学校ではほぼ10割となり、私立学校は都の学校教育にとって大きな貢献をしている。

また、私立学校は、社会や都民の多様化する要請に応じて、その特性を活かして建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っている。このように、量及び質の両面において、私立学校は、学校教育の中で極めて重要な役割を果たしている。

このため、都は、私学振興を都政の最重要課題の一つに位置付け、経常費補助を始めとする学校助成、保護者負担軽減等の私学助成事業を実施している。平成31年度の私学助成予算は、総額で1,888億円となっている。都の私学助成事業は、その目的や助成方法等により様々な分類が可能であるが、事業の性質に着目した場合、学校に対する助成、保護者に対する助成、私学関係団体を通じた教職員の福利等の補助に分類することができる。これらについては、都が直接補助するほか、区市町村や公益財団法人東京都私学財団（以下「私学財団」という。）などの関係団体が執行する事業に対して都が補助するものがある。

なお、上記私学助成事業に関連して、平成16年度まで都が奨学の方法として実施していた東京都育英資金貸付事業と平成17年度に国から移管された高校奨学金事業とを合わせて再構築し、新たな東京都育英資金貸付事業として私学財団へ移管した。都は、同事業を実施する私学財団に対し、育英資金の貸付原資等必要な経費を補助し、事業実施に必要な支援を行っている（私学助成及び東京都育英資金貸付事業の詳細については、第2章参照のこと。）。

<図1-5>助成の流れ



都は、学校教育法、私立学校法等に基づき、都知事が所轄する私立学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校）の設置、廃止、設置者変更等の認可及び学校法人の設立、解散の認可のほか、学校及び学校法人に関する諸届けの受理、その他これらの事務に関する指導を行っている。

認可等の重要事項については、私立学校法第9条に基づく私立学校審議会の審議を経て実施している。なお、幼稚園と専修・各種学校の認可・指導（法人に関する事務、外国人学校、市地域にある教員免許・資格免許の認定又は指定のある専修・各種学校を除く。）については、区・市が行っている（認可・指導については、第3章参照）。

以上のような事務事業を執行するため、都は、生活文化局に私学部を設け、私学振興課及び私学行政課の職員がこれらの事務を分担所掌している。

4 私立学校をめぐる最近の動き

(1) 子ども・子育て支援新制度

① 制度概要

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する趣旨から、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく制度のことをいい、平成27年4月から施行された。

新制度の主なポイントは以下のとおりである。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化等）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点など「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 基礎的自治体（区市町村）が実施主体
- 社会全体による費用負担（消費税率の引上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提）
- 政府の推進体制（内閣府に子ども・子育て本部を設置し、制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備）
- 子ども・子育て会議の設置（法律に基づく審議機関として、平成25年4月に国の子ども・子育て会議が設置。続いて平成25年10月に東京都子供・子育て会議が設置。都内の区市町村においても、一部を除き、地方版子ども・子育て会議を平成25年7月以降設置。）
都においては、平成26年度に「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」等を制定し、また、子ども・子育て支援法等に基づく子供・子育てに関する総合計画である「東京都子供・子育て支援総合計画」を策定した。

② 助成制度の変更

これまで都は、私立幼稚園に対して、教育活動に要する運営費の一部を補助してきたが、「子ども・子育て支援法」の成立に伴い、新制度に移行した園には「施設型給付」により支援することとなった。

施設型給付は、私立幼稚園が、実施主体である区市町村から給付対象施設としての確認を受ける（新制度に移行する）ことで、給付を受けることができるようになるが、新制度に移行するか否かは各幼稚園の判断に委ねられている。

幼稚園が新制度に移行した場合、都はこれまでの経常費補助等に代わり、「教育に通常要する費用を勘案して国が定めた額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村

が定める額」（利用者負担額）を控除した額（施設型給付）について、その一部を国や区市町村とともに負担する。

一方、新制度に移行しない幼稚園に対する財政支援については、従来どおり都が私学助成により行う。

また、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助については、新制度においても都内区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。

(2) 私立高等学校等における保護者負担軽減制度

都では、私立高等学校等に通学している生徒の保護者の授業料等の負担を軽減することにより、生徒の修学を容易にすることを目的として、私立高等学校等特別奨学金補助、私立高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）及び私立高等学校等奨学給付金事業費補助を実施している。

就学支援金は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、平成22年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行されたことにより創設された制度である。その後、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設けることを趣旨として法改正が行われ、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が、平成26年4月1日に施行された。

また、平成26年4月1日付けで文部科学省が、奨学のための給付金等の高等学校等修学支援事業費補助金を創設したことを受け、都では、平成26年度から私立高等学校等奨学給付金事業費補助を開始し、授業料以外の教育費負担の軽減を図っている。

私立高等学校等特別奨学金補助については、平成29年度より、年収約760万円未満程度の世帯まで、就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料額までを補助することとした。平成30年度より、東京都認可の私立通信制高等学校も新たに補助の対象にするとともに、生徒が学校の指定する寮などに入り、都内から都外に移り住んだ場合も補助の対象とした。

(3) いじめ防止対策推進条例の施行

平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」が施行された。

都においては、法の趣旨を踏まえ、「東京都いじめ防止対策推進条例」が、平成26年7月2日に公布、施行された（第10・11・12条は同年8月1日施行）。本条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、都及び学校等の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としており、

- 都の基本方針の策定
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 重大事態を再調査するための知事の附属機関の設置

第1章 大きな役割を担う私立学校

等が規定されている。

また、本条例に基づき策定された「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日決定）では、いじめ問題への基本的な考え方、学校における取組、都における取組等が示されている。

都は、本方針に基づき、学校として取り組むべき「学校いじめ防止基本方針」の策定やいじめの防止等の対策組織の設置などについて、説明会を実施するなどにより周知を行った。

平成27年10月には、都内全ての私立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）が基本方針を策定し、対策組織を設置している。

(4) 教育の無償化について

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）を踏まえ、2019年10月の消費税率の引き上げによる財源を活用し、幼児教育及び高等教育の無償化が実施される予定である。その概要は「幼児教育・高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）によれば以下のとおりとなっている。

① 幼児教育の無償化

幼児教育の無償化の趣旨は、重要な少子化対策の一つであり、また幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、子供たちに質の高い幼児教育の機会を確保することが極めて重要であるとされている。

そこで、現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに「子ども・子育て支援法」の改正案を第198回通常国会に提出し、新制度の対象とならない、幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずる予定であり、実施時期は2019年10月1日からである。

② 高等教育の無償化

高等教育の無償化の趣旨は、高等教育の充実を進める必要があること、低所得世帯の者であっても社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学できるよう、その経済的負担を軽減することで、少子化の進展への対処に寄与することであるとされている。

そこで、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）、②給付型奨学金の支給を併せて措置するため、「大学等における修学の支援に関する法律案」を第198回通常国会に提出し、授業料等の減免の制度化と、現在、独立行政法人日本学生支援機構により行われている給付型奨学金を大幅に拡充する等の措置を講ずる予定であり、実施時期は2020年4月1日からである。